新潟地方裁判所 第2民事部 御中

平成 27 年 (ワ) 3 9 4 号 S さんのパワハラ自死損害賠償請求事件

2007 年新潟市水道局職員自死事件での公正な判決を求める要請署名

故 S さんは、1990 年に新潟市水道局に採用されましたが、2006 年頃から、係長によるいじめを受け始め、2007 年に入ると、夜眠れない、朝食が食べられないなどの症状が現れ、うつ病を発症し、同年 5 月の連休明けの出勤前に自死しました。携帯のメモには係長から受けたいじめにこれ以上耐えられないという内容の遺書が残されていました。

2011 年、S さんの自死は、係長の著しく理不尽な「ひどいいじめ」・困難な業務等を原因とする公務災害と認定されました。市水道局は遺族をだまして、同僚職員の陳述書等を受け取り、係長によるパワハラを認める内容の陳述書に対して、恣意的な「内部調査」を行い、「パワハラはなかった」と主張したため、裁判となりました。妻のMさんは、「パワハラの事実を認め謝罪するとともに、これ以上犠牲者を出さないよう再発防止策をとること」を求めています。

今年2月3日、28日と水道局職員5人の証人尋問、3月3日には妻(原告)への本人尋問が行われました。 証言によって市水道局の主張が事実に反することが明らかになりました。

第1の争点=「Sさんの業務の困難性」について、市水道局は、「複雑な工種の追加作業は前任者が終わらせており、Sさんは単価の入れ替えだけの簡単な作業だった」と主張しています。しかし、前任者は、「Sさんには工種の追加作業が残っていた」と証言。Sさんがそれを遂行するために必要な業務経験があるかどうか、上司が確認さえしていなかったことも明らかになりました。**市水道局の主張が事実に反する**ことが、証言で明らかになったのです。

第2の争点=「係長のパワハラの有無」について、係長は「至らないところがあったとは思っておりません」「謝罪をする気はありません」と強弁。しかし、S さんが亡くなった後、係長は別の部下をいじめ、課長から強く叱責されました。弁護団は係長に、叱責は部下へのいじめに対してではなかったかと追及。係長はそれを認めました。裁判官がさらに、「別の部下だけでそんなに強く叱責したんですか?S さんは?」と係長を問い詰めました。**係長によるパワハラが浮き彫りに**なりました。

以上のように証人尋問・原告本人尋問で、市水道局の主張が事実に反することが明らかになりました。 貴裁判所におかれましては、市水道局が、第三者もいれない「内部調査」を行い、亡くなってから 15 年間 も法廷で争い続け、事実に反する主張を続け、遺族を苦しめ続けていることを重く見て、市水道局を断罪 する公正な判決を下していただきたく、要請させていただきます。

お名前	ご住所